

嵐山溪谷における撮影許可まで概要図

制作・撮影団体

撮影にあたり、事前に嵐山町企業支援課へ企画書の提出をお願いします。

申請等

許可

申請等

許可

町以外への申請

- ・河川区域における撮影
⇒東松山県土整備事務所
- ・嵐山溪谷周辺樹林地における撮影
⇒（公財）さいたま緑のトラスト協会
- ・嵐山溪谷バーベキュー場の利用
⇒（一社）嵐山町観光協会

町への申請

- ・町道の利用
⇒嵐山町まちづくり整備課
- ・塩澤冠水歩道橋の利用
⇒嵐山町企業支援課

※なお、観光駐車場については、一般のお客様が優先となりますので貸切は行っておりません。

周辺の民間事業者及び民地を利用した撮影については、直接のやり取りをお願いします。

殺人シーンや犯罪等のシーンにおける撮影は、溪谷のイメージを損なう恐れがございますので、お控えくださいますようお願い申し上げます。